

平成24年3月27日

学 長 裁 定

国立大学法人東京外国語大学受託研究等の研究資金立替に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学（以下「大学」という。）において公的機関等外部から資金を受けて法人の業務として行う研究（以下「受託研究等」という。）の研究資金交付前に活動資金が必要な場合、研究資金交付までの間、研究の実施に必要な金額を大学が一時的に立替することができるものとし、これに関する必要な事項を定め、もって研究の円滑な推進と適正な経理に資することを目的とする。

(立替の対象事業)

第2条 立替を行うことができる対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 受託研究契約に基づく研究費
- (2) 国及び地方公共団体等から交付される研究費補助金
- (3) 上記2項に準ずる事業で、会計統括責任者が認めるもの

(立替の財源及び限度額)

第3条 立替の財源は、原則として、大学の余裕金の範囲内とする。

2 立替の限度額は交付内定額等の範囲内とする。

(立替の条件)

第4条 前条第1項に規定する財源により立替をする場合には金利を付さないものとする。

(立替を受けることのできる研究代表者等の範囲)

第5条 立替を受けることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 受託研究契約に基づく研究代表者（これに準ずる事業の代表者を含む）
- (2) 新規に科学研究費補助金の交付内定を受けた研究代表者等
- (3) 前年度に科学研究費補助金の継続分として当該年度の内約を受けた研究代表者等

(立替を受けることのできる期間)

第6条 研究代表者等が立替を受けることのできる期間は、次のとおりとする。

- (1) 受託研究等の契約日（内定通知）から研究資金受領日まで
- (2) 新規に科学研究費補助金の交付内定を受けた研究代表者等については、 交付の内定を受けたときから交付決定に基づき研究費補助金を受領した日の前日まで
- (3) 前年度に科学研究費補助金の継続分として当該年度の内約を受けた研究代表者等については、当該年度の4月1日から交付決定に基づき研究費補助金を受領した日の前日まで

(立替の承認)

第7条 学長は、研究代表者等が交付内定通知等により研究資金の交付内定を受けた場合、第6条の期間について立替を承認するものとする。

(立替に係る経理事務の委任)

第8条 立替に関する経理事務は、国立大学法人東京外国語大学会計規程及びこれに基づく細則・要領等の定めるところによる。

2 経理責任者は、立替金額を当該研究代表者等の研究資金の交付決定を受けた金額として経理事務を行うものとする。

(立替金額の返済)

第9条 研究代表者等は、研究資金を受領したときは、直ちに返済するものとする。

2 返済金額は、研究の実施に伴い立替た金額とする。

3 研究資金が交付されなかった場合は、研究代表者等が別途返済するものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めのない事項でこれを定める必要がある場合には、その都度、これを定めるものとする。

(改廃)

第11条 この要項の改廃は事務局長が行う。

附 記

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

この要項は、平成24年4月1日から実施する。